

25 長第 276 号
平成 25 年 6 月 10 日

介護保険サービス事業所の管理者
高齢者福祉施設の管理者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における誤嚥事故防止の徹底について（通知）

このことについて、最近、誤嚥を原因とした死亡事故が多発しており、また、これらの事故の中には、誤嚥時の処置及び病院等への搬送並びに利用者家族及び関係機関への連絡といった一連の対応が適切ではなかったとして、利用者家族とトラブルになった事例も見受けられます。

高齢者人口の急増に伴い、介護保険施設等においては、誤嚥事故のリスクが今後増加することが予想される中、利用者の安心・安全を確保することは介護福祉サービスの基本であり、介護保険施設等の管理者においては、常に細心の注意を払い、サービスを提供する必要があります。

つきましては、事故を防止するための取組みを一層徹底するとともに、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者への被害を最小限度に抑えるとともに、利用者の家族及び関係機関への連絡を行う等、今一度、対応マニュアルの見直しや職員への周知徹底を図り、誤嚥事故の防止対策に万全を期されるようお願いいたします。

なお、食品による窒息事故については、厚生労働省が平成 20 年 5 月 8 日付け事務連絡等で注意喚起していますので、参考としてください。（アドレスは下記のとおり。）

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/chissoku/jimu.html>)